

千早赤阪村への要請内容と回答

1. 雇用・労働施策

(1) (雇用・労働行政全般に対する施策強化)

住民生活の安定に向けて、雇用・労働行政の充実・強化から良質な雇用の確保と創出について、府との連携のもと力強い施策を展開すること。具体的には、様々な国の緊急雇用対策事業を有効に関連づけて、介護・福祉関連事業の雇用創出施策と離職者に対する教育訓練から再就職支援等のセーフティネットについて充実・強化を図ること。

(回答)

平成21年度に広域推進事業の一環として、就職困難者を対象に基礎から技能試験が受験できるまでのスキルを身につけることを目的とした介護事務講座を開催しました。今後も就職困難者のニーズを把握して、必要な講座を開催したいと考えております。

(2) (就職困難層への支援施策の強化)

特に就労支援を必要としている若年者・高齢者・母子家庭の母・障がい者・ホームレスの人等に対して、地域就労支援事業推進協議会やNPO団体と連携を深め、福祉施策とも関連させて、きめ細かな取り組みを強化すること。さらに景気悪化によって仕事とともに住居をなくした方々への実効ある支援施策を検討・強化すること。

(回答)

平成21年度に雇用促進広域連携協議会を立ち上げ、就職相談会や雇用促進事業を国や府また地域の関連機関と連携して広域的に取り組んでいます。また、ハローワークとの緊密な連携により雇用・就労への誘導に努めています。今後も同様に取り組んでいきたいと考えております。

(3) (各種労働法制の周知徹底と指導)

改正最低賃金法や労働基準法など労働者に直接的影響が大きい各種労働法制について、周知を図るとともにその趣旨が職場で徹底・履行されるよう企業・経営者団体等に指導を行うこと。

(回答)

ハローワーク河内長野・羽曳野労働基準監督署より説明・依頼を受け、その内容を村広報紙に掲載するなど周知しています。

(4) (総合評価入札制度の早期拡充と公契約条例の制定)

行政の福祉化推進の観点から、未導入の基礎自治体については早期に導入すること。既導

入の自治体にあっては、ワークルールの遵守だけでなく、環境活動等も評価項目として豊富化を図り、公正な入札制度を確立すること。特に最低賃金については委託先に少なくとも連合大阪リビングウェイジ額である時間額870円を下回らないよう契約書・仕様書で定めること。さらに、総合評価入札制度は、清掃関連業務だけに止まらず業種の拡大を図ること。

今後は次のステップとして公契約条例の制定に向けて検討を行うこと。

(回答)

「行政の福祉化」の立場から行政のあらゆる分野で各分野が連携し、当事者の自立支援を主眼とした施策を展開していかなければならないことは、十分に認識をいたしております。

「総合評価入札制度」については検討をいたしておりますが、今のところ具体的なところまで至っておりません。

役場庁舎等の日常定期清掃については、最小限度の委託費と職員の対応で管理を行っております。

公契約条例については、今後研究してまいりたいと考えております。

(5) (ワーク・ライフ・バランス社会の実現に向けた取り組み)

「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」の趣旨を周知・徹底すること。これらの取り組みがより現実的なものとなるようモデル企業・団体等を選定し、研究を進めること。また、「ワーク・ライフ・バランス」と「就労と子育ての両立」が車の両輪として推進されるよう施策の充実を図ること。

(回答)

一人ひとりが望む生き方ができる社会へつなげるために、社会全体の運動として広げる取り組みを推進してまいります。

2. 経済・産業・中小企業施策

(1) (中小・地場企業とのマッチング施策の拡充)

湾岸地域も含め、府域の各エリアで特徴ある産業の集積が形成されつつある。各地域で中小・地場企業との結合も深め、産官学の連携やものづくりB2Bセンターの有効活用からビジネスチャンスを拡大し、産業の活性化に向けた取り組みの強化を図ること。

(回答)

産官学の連携・B2Bセンターのいずれも、本村事業者にこのような施策があることを周知し、利活用について必要に応じて対応したいと考えております。

(2) (新たな雇用創出につながる企業誘致施策の拡充と他府県への企業流出防止)

企業誘致施策は地場・中小企業との連携や新たな雇用創出が期待できることから、補助金

や低金利融資など有効な施策を積極的に内外へアピールし、企業誘致活動の拡充を図ること。

(回答)

企業誘致策については、村「総合計画」においても自然環境への負荷の少ない企業など新産業の誘致に努めることとしており、そのための有効な誘致策として補助金や低金利融資などの施策展開の必要性は認識しております。

しかし、現在の厳しい財政状況のなかでは有効な誘致策が打ち出せないのが実情であり、そのようななか、地元住民等の協力によるまちづくり（企業誘致）として村内北部地域において「大森まちづくり協議会」を設立し、企業誘致を進めているところです。

(3) (官公需優先発注の推進)

中小・地場企業の支援については、地域の実情やニーズに沿った施策を実施すること。また、地場企業への官公需の優先発注が伸び悩んでいることから、新たな施策を展開すること。

(回答)

引き続き、小規模企業の事業資金融資利用者への保証料の補助などにより支援してまいりたいと考えております。

(4) (下請二法の遵守とガイドラインの周知徹底)

親事業者も厳しい経営実態となっていることから、下請中小企業への不当なコスト引き下げの要請が懸念される。中小企業との公正取引の確立に向けて、下請二法や下請ガイドライン等の周知徹底、厳格な運用について指導を強化すること。

(回答)

本村域においては中小企業・下請事業者がほとんどであり、これら業者の立場に立って、法令・制度について周知していきたいと考えております。

3. 行財政改革施策

(1) (行財政改革の中期目標設定と情報公開)

行財政改革を進めるにあたって、中期的スパンで具体的な取り組み施策や目標値を示すこと。また、住民に理解を深めてもらうため、適宜情報公開を行うこと。

(回答)

現在、「千早赤阪村行財政改革実施計画」に基づき行財政改革を推進していますが、平成21年12月に本実施計画の後継計画として、厳しい財政状況のなか財政再生団体への転落回避をめざした緊急措置（平成24年度までの3ヶ年）の行財政改革として「千早赤阪村行政経営戦略プラン」を策定し、今後さらに行財政改革の推進に取り組んでまいります。

また、住民に対しては、広報紙やホームページなどを通じ可能な限り情報公開を進めてまいります。

(2) (府民との連携をより深めた行政運営の推進)

市町村の行政運営にあたっては、広範な府民やNPO等との連携をより深めること。また、連携についても事業を委託するという方向だけではなく、住民やNPO等からの有効な意見・提言等は市町村行政に反映させ、事業化や予算化するシステムを作るなど、双方向から連携を図ること。

(回答)

行政運営については、限られた経営資源のなかすべてを行政が担うことは困難な状況にあります。住民や事業者・NPOなどとの協働によるまちづくりを推進することが必要であると考えております。

住民等との協働によるまちづくりを推進するにあたっては情報の共有化が必要であり、そのなかで住民などからの有効な意見・提言等ができるシステムづくりの構築に努めてまいります。

(3) (積極的な権限委譲の要請と行政サービスの変化)

補助金の交付金化や政策協議の場を府と設置しているが、スムーズな権限委譲を進めるにあたっては、基礎自治体が行政施策の後退を招かないよう財政的な措置も行うこと。

大阪府・市町村分権協議会では、政令市・中核市・特例市を除き、全市町村への特例市並みの事務権限の委譲に向けて委譲対象業務や財政・人的支援面から議論されているが、画一的な対応とならないよう地域特性を踏まえた推進計画が策定されるよう要請すること。また推進にあたっては、住民の視点から見た行政サービスについてもどのように変化するのかを明確にすること。

(回答)

権限委譲については、大阪府において平成22年度から市町村への事務委譲として「権限委譲実施計画」を策定し、順次権限委譲が進められる予定となっています。計画策定にあたっては、自治体規模や処理能力・地域特性などを踏まえ策定されるよう要請してまいります。

また推進にあたっては、住民視点に重点を置くこととし、事務処理については近隣市町との連携を図るなど、権限移譲の推進に努めてまいります。

(3) - さらに税と運営の効率化の観点では、府との重複した事業や事務事業の有無について検証するとともに、積極的な見直しを行うこと。

(回答)

府との重複した事業や事務事業について検証し必要に応じて見直しを進めるなど、検討を進めてまいります。

(4) (地方税財源の充実確保に向けた国への積極的な提言)

国の直轄事業負担金の廃止や地方税財源の充実確保に向けて、住民の理解を得ながら、引き続き府と連携を図り、国に対して積極的な提言及び行動を行うこと。

(回答)

大阪府及び大阪府町村長会と連携して、国に要望・提言してまいりたいと考えております。

(5) (行政評価システムのあり方と導入検討)

限られた予算の有効活用と政策の優先順位や達成度合い等について、今日的な情勢認識のもと客観的かつ住民から見て分かりやすい行政評価を行うこと。また、その際には第三者による外部評価システムについても導入検討すること。

(回答)

行政評価については、今後、選択と集中などの観点から行政を経営することが必要であり、そのなかでPDCAサイクルの構築が不可欠です。今後、政策評価・施策評価・事務事業評価のシステムの構築化に向け、積極的に取り組んでまいります。また、その評価などについては住民に分かりやすい方法により公表に努めてまいります。

4. 福祉・医療施策

(1) (二次医療圏ごとの医療連携体制の拡充と医療従事者の離職防止施策)

大阪府は、府民が安心して暮らせる地域医療連携体制の構築のため広域的・専門的な役割を果たすとともに、「大阪府保健医療計画」に基づき二次医療圏ごとに医療連携体制の充実を進めている。市町村においては、地域医療体制に万全を期すとともに、課題などがあれば府と連携し、見直しを行うこと。

また、救急医療に携わる医師の処遇改善や潜在看護師等の復職支援策などが新たに講じられているが、医療従事者(医師・看護師など)の職場環境の整備を促進するなどの離職防止施策についても、財政措置を含めた実効性のある対策を講じること。

(回答)

南河内保健医療協議会では、「大阪府保健医療計画」に基づく南河内二次医療圏内における保健医療施策及び関連する福祉施策について、協議・検討を行っています。

また、平成18年4月に南部広域小児急病診療体制を、平成20年10月に南河内圏域障害児(者)歯科診療体制を整備いたしました。現在、医師不足や医療機関の資源不足等の対策としては、病院当番制により圏域全体で対応し、重症者への適切な対応を行うシステムを構築するため調整中です。

(2) (福祉人材確保の強化)

介護労働者の質の向上や人材育成の研修などを充実させるため、介護労働者雇用管理改善に取り組む事業者などに対する支援や助成の充実を図り、福祉人材確保の強化に取り組むこと。

(回答)

医療・福祉・介護を取り巻く現下の状況に鑑み、国において平成19年8月に社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針の改正、また平成20年5月に介護従事者等の人材確保のための介護従事者等の処遇改善に関する法律が公布されました。

将来にわたって福祉・介護ニーズに的確に対応できる人材を安定的に確保していくにあたって、国において平成21年度に介護報酬等の引き上げが行われ、本村としてもこれらの指針等に沿って、国・府等と連携してその役割を果たしていくことが重要と考えております。

(3) (利用者の実情に合った障がい福祉サービスの拡充)

障がい者の自立支援と社会参加促進の観点から、移動支援などの地域生活支援事業を含めたサービス提供基盤の整備や、障がい者の負担可能な費用で福祉サービスを利用可能とするなど、利用者の実情に合った障がい福祉サービス制度の拡充を行うこと。

(回答)

移動支援事業・日常生活用具給付等事業・日中一時支援事業等の地域生活支援事業の村独自の利用料負担軽減措置を講じております。

また、国の特別対策等による利用者負担の軽減措置については平成22年4月以降も継続して実施される予定であり、さらに低所得(市町村民税非課税)の障がい者につき福祉サービス及び補装具に係る利用者負担の軽減が図られる予定です。

(4) (企業に対するメンタルヘルス対策支援施策)

現在、企業や労働組合において、メンタルヘルス対策の重要性を認識し取り組みを進めているが、中小企業では実際にどのように取り組めばよいのか分からないのが現状である。メンタルヘルス対策事業においては、現在実施している市民の健康づくりに関する取り組みと同様に、企業に対しても医療機関との連携やメンタルヘルス対策支援施策の充実を図るとともに、特に中小企業に対する啓発・支援体制の拡充を行うこと。

(回答)

「健康ちはやあかさか21(村健康増進計画)」において、休養・こころの健康づくりに向けて村をはじめ各関係機関が、健やかなこころを育て人との交流を深めることを定め、支援等を行っております。また、マタニティブルーや、うつ病・認知症の相談等を行い、必要に応じ大阪府や医療機関と連携しています。

5 . 子ども教育・男女平等施策

(1) (地域実情に応じた子育て支援体制の拡充)

子どもをもちたい人が出産・子育てできるような環境づくりは、地域をはじめとする社会全体で推進していく必要がある。また、多様化する就労形態や保育ニーズに応じた制度の充実を図ることも重要である。市町村における子育て支援施策が、地域の実情に応じた保育制度や子育て支援体制となるよう、大阪府と連携を図るとともに、地域全体の状況や課題を把握し、子育て支援の充実を図ること。

(回答)

子育て支援については平成20年度にニーズ調査を行い、現在「千早赤阪村子育て支援計画（後期計画）」の策定を行っているところです。

(2) (学校における子どもの安心・安全対策)

小学校への警備員配置に伴う府から市町村への支援が2009年度から交付金化されており、2011年度以降は廃止となる。市町村においては、引き続き学校における子どもの安心・安全が損なわれることのないように対策を講じること。

(回答)

本村では、平成17年度から大阪府の補助金事業を活用して小学校に受付員を配置してきました。この交付金を活用して平成22年度も受付員を配置し、児童の安全確保に努めたいと考えております。

(3) (35人学級の維持と子どもの成長過程に応じたキャリア教育)

きめ細かな子ども支援のため、小学校1・2年生での35人学級を維持するとともに他の学年にも拡充すること。また、子どもたちに将来社会人・職業人として自立する能力などを身につけさせるために、子どもの成長過程に応じた系統的・継続的なキャリア教育に取り組むこと。

(回答)

本村の小中学校では、社会科や総合的な学習の時間に児童・生徒の職場訪問や職業体験を実施しており、今後も継続させたいと考えております。また、どの小学校も1学年の児童数が35人未満で、きめ細かな授業を行っています。ものづくり教育としては、地域住民の協力で農業体験などをしており、今後も教育委員会として支援してまいりたいと考えております。

(4) (公的就学支援の拡充)

経済的な理由により教育の機会均等が損なわれないように設けられている就学援助制度や奨学金、授業料減免などについて、現行制度の拡充を図るとともに、給付制を基本とする

奨学金制度の創設や高校の実質的無償化に向けた施策の実施を国に対して要望すること。

(回答)

千早赤阪村要保護児童対策地域協議会を設置し、児童虐待等の要保護児童の問題に対して、地域の各関係機関及び団体等と連携を密にして対応してまいります。

(5) (児童虐待に対する関係機関ネットワークの機能強化)

児童虐待は早期発見・早期対応が重要であり、通告先となっている市町村における相談体制の早期確立を図り、関係機関ネットワークの機能強化に取り組むこと。

(回答)

千早赤阪村要保護児童対策地域協議会を設置し、児童虐待等の要保護児童の問題に対して、地域の各関係機関及び団体等と連携を密にして対応してまいります。

(6) (配偶者暴力防止法を踏まえた取り組みと普及啓発)

配偶者暴力防止法の改正により、市町村における相談機能の充実や基本計画の策定を行い、被害者支援に関する積極的な体制整備を図ること。また市民が、配偶者からの暴力は犯罪であり、重大な人権侵害であることを身近な問題として考えるよう、同法の内容の周知啓発を進めるとともに、相談窓口などの周知には民間企業や医療機関の協力を求めながら普及啓発を行うこと。

(回答)

配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講じる必要があると認識しております。今後、法の趣旨内容について村広報紙等で住民に対し周知を図ってまいります。

(7) (男女共同参画行動計画の推進)

府内市町村において策定している男女共同参画行動計画の推進を図ること。

(回答)

平成18年3月に策定しました「男女共同参画推進計画」に基づき、男女共同参画社会推進本部を中心に庁内の連携を図り、本計画を推進してまいります。また、住民の参画をはじめとした各種団体・事業者等の理解や協力を得ながら、共同参画社会の推進に取り組んでまいります。

6. 環境・街づくり・平和人権施策

(1) (温室効果ガス排出量削減施策の充実)

【「地球温暖化防止計画」未策定自治体】(泉南市、能勢町、太子町、岬町、千早赤阪村)

地球温暖化の原因となる温室効果ガス(二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロン

など)の削減に向けて、早急に計画を策定し実行していくこと。また国の動向も注視し、府民への啓発及び産業・運輸・民生各部門が一体となった同ガス削減施策を拡充・強化すること。

(回答)

「地球温暖化防止計画」の策定について検討してまいります。

(2) (3Rの推進とリサイクル率の向上)

リデュース(発生抑制)・リユース(再使用)・リサイクル(再利用)「3R」の取り組みを推進させ、ごみの減量化、ごみの分別収集、食料廃棄物の削減の徹底などの施策を一層充実させること。そして大阪府と十分連携をし、府のごみのリサイクル率(10.6%)を早期に全国平均並み(19.6%)にするために、各自治体でも施策を強化すること。

(回答)

排出されたごみの減量化を図るため、より一層の分別収集を徹底するとともに、「3R」による取り組みを推進するため、住民や事業所・各種団体等への啓発・周知に努めてまいります。

(3) (災害対策・耐震対策の拡充)

大規模災害に備え、災害時用の食糧備蓄体制の点検・整備を行うこと。さらに、定期的に地域住民なども参加した訓練を実施すること。また避難場所への誘導標識の増設、避難場所の確保、緊急医療体制の整備、土石流対策・河川改修・海岸整備を推進すること。

(回答)

大規模災害への対応として、住民に周知するための広報力の強化を図るとともに、地域防災力の向上をめざし各地域における自主防災組織の結成を促進してまいります。また、住民参加による避難・防災訓練を実施してまいります。

(3) - 災害時に一時避難場所となる大阪府域での公立学校の耐震化率は全国平均に比べると低い水準になることから、優先して施策に取り組むこと。また府民・市民の安全を守る観点から、住宅の耐震性能判断・耐震改修工事に対する補助制度をより強化し、その周知をより丁寧に行うこと。

(回答)

本村は、村民の安全安心なまちづくりをめざすため、地域の実情に応じた住宅・建物の耐震化に関する施策を総合的かつ計画的に促進するため、平成20年3月に「千早赤阪村耐震改修促進計画」を策定し、住宅の耐震性能判断に対する助成を実施しております。住民への周知等については、村広報紙に年3回程度掲載するなど制度の活用促進に向け取り組んでまいります。

学校施設の耐震補強工事は、平成21年度に赤阪小学校、村立中学校の体育館・特別棟等の工事

を実施いたしました。平成22年度には、村立中学校の校舎の耐震補強工事を進めたいと考えております。

(4) (治安対策の向上)

急激な景気悪化に伴い、タクシー強盗やコンビニ強盗などが多発している。そこで私たち府民生活の基本となる「安心・安全な生活」を確保するため、後追い対策の強化だけでなく、安全意識を府民と共有していく観点からも、地域コミュニティを重視した地域組織（自治会や自警団・夜回り隊など）との連携を視野に入れた取り組みを強化すること。さらに、登下校時の子どもを地域で見守るといった地域における安全を高める施策を向上させること。

(回答)

富田林警察と連携し、「安心・安全な生活」を確保するとともに、登下校時の子どもを地域で見守る活動についても推進したいと考えております。

(5) (街づくりの強化)

街づくりにおいては、バリアフリー化の観点を入れること。特にバリアフリー化（大阪府37.0%）が進んでいない現状から、早期に改善を行うこと。

また、道路整備状況（大阪府45.8%）が全国平均（56.8%）を下回っていることや開かずの踏切箇所数が全国ワースト2（踏切交通実態総点検結果）の実態を踏まえ、大阪府と連携して高速道路も含む道路交通網の改善を行うこと。さらに公共交通網の整備（鉄道網・バス網の充実、タクシー台数の適正化など）も進めていくこと。地球温暖化防止の観点からも、公共交通機関利用促進のためのPR活動を、市民に対してより広く、より分かりやすく行うこと。

(回答)

村内の国道・府道について、歩道設置・視距改良などの交通安全対策や国道309号の新設ルート of 早期工事着手など、大阪府に対して要望をしております。

(6) (人権侵害救済制度の確立)

様々なハラスメントやインターネットなどでの人権侵害が大きな社会問題になっている。そこで従来から課題となっている不当な差別も含めて人権侵害に対する救済制度を確立するためにも、人権侵害救済法（仮称）の制定に向けて国に働きかけ、さらに人権啓発活動もより一層強化すること。

(回答)

人権侵害による被害者を適切かつ迅速に救済するための法整備について、大阪府・市長会・町村長会の三者で連携を図り国に働きかけております。

人権啓発については、あらゆる機会を通して住民や事業所に周知を図ってまいります。

(7) (平和発信機能の強化)

過去に経験した戦争の悲劇を二度と繰り返さないように、平和の尊さを強調する施策の充実を図るとともに、平和発信機能の強化を行うこと。

(回答)

毎年平和パネル展を開催し平和についての啓発に努めており、今後も継続して取り組んでまいりたいと考えております。